

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和7年12月26日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

だいわ宮内店（仮称）

薩摩川内市宮内町2242-1

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和7年8月7日

3 意見の概要

- (1) 騒音規制法又は振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、作業開始の7日前までに届出を行うこと。【環境課】
- (2) 定格出力3.75kW以上の冷媒の圧縮機（＝冷凍機）は、薩摩川内市環境保全条例に基づく騒音に係る要保全施設に該当するので、設置の30日前までに届出を行うこと。（P15に「設置後速やかに提出」と記載があるが、設置の30日前までの事前届出が必要である。）【同上】
- (3) 周辺住民へ事前に説明することにより、騒音・振動対策等について十分な理解を得られるよう努めること。【同上】
- (4) 工事の段階から開店後において騒音、粉じん等に係る苦情が寄せられた場合には、誠意を持って対応すること。【同上】
- (5) 給水管引き込み口径及び水道メーターの口径については薩摩川内市の水道工事の手引きに基づき水理計算して算出すること。（水理計算で算出した際、上水道課と事前協議すること）また、給水工事については給水装置工事申込書を提出し承認が下りてから着工すること。【上水道課】
- (6) 申請地の近隣には、農地が存在しているため、施工に当たっては、周辺農地に影響のないよう施工されたい。なお、工事着手に至っては、事前に周辺住民には張り紙等で周知し、工事車両の往来等などの情報周知徹底を図ること。【農業委員会】